

～介護福祉士を目指す学生の方へ～

2019年度埼玉県 介護福祉士修学資金貸付



指定介護福祉士養成施設に通い、介護福祉士を目指す学生の方へ学費等を無利子でお貸しします。

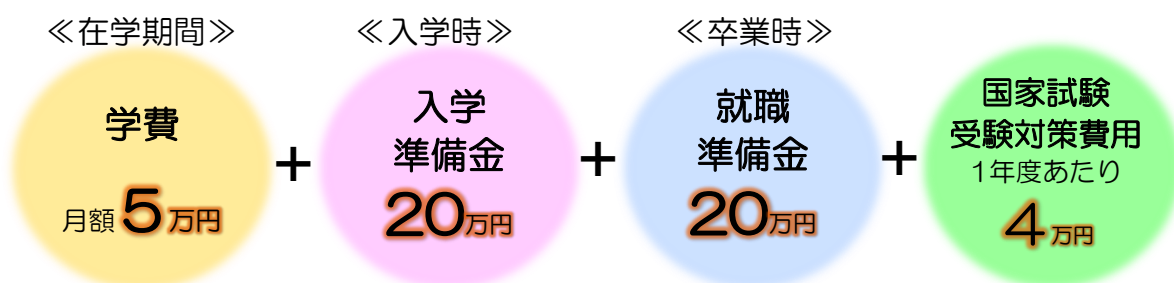
この貸付金は、指定介護福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士として埼玉県内の社会福祉施設等で5年間介護業務に従事した場合、返還が全額免除されます！

◆貸付対象◆

2019年度に県内指定介護福祉士養成施設（大学や専門学校など）に入学した在学生で、介護福祉士として県内社会福祉施設等に勤務する意思のある方。

◆貸付額・貸付期間◆

*下記を上限に**無利子**で貸し付けます。

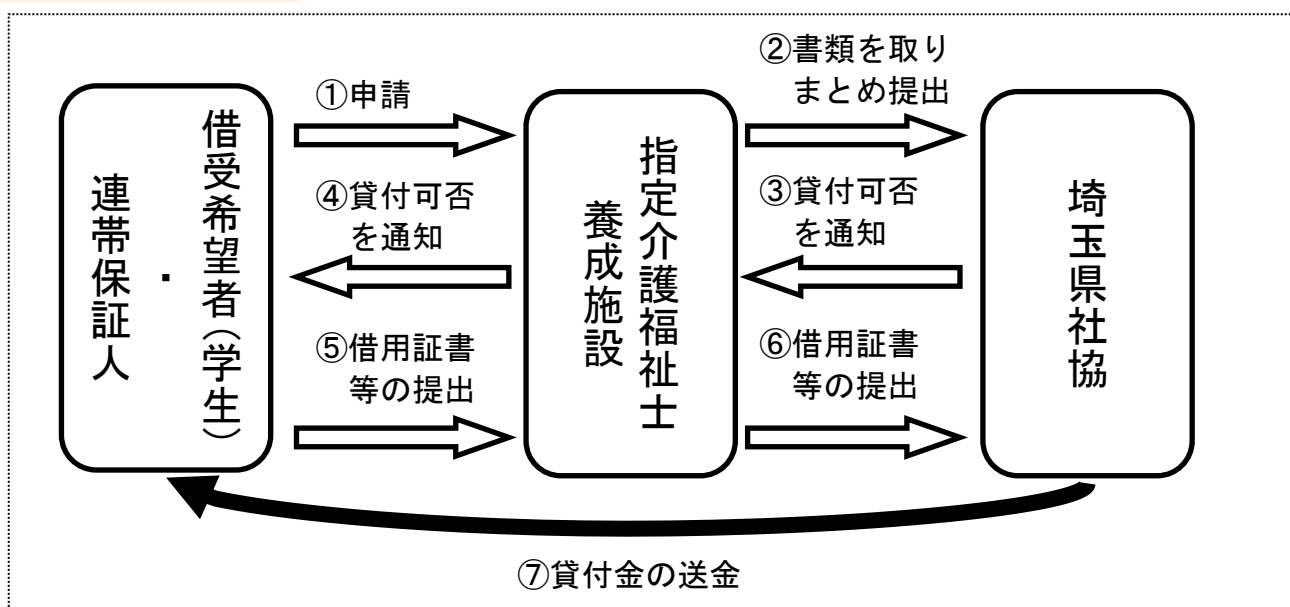


問い合わせ先：
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部資金課
TEL 048-822-1192
埼玉県 福祉部社会福祉課 施設指導・福祉人材担当
TEL 048-830-3276

◆返還免除◆

指定介護福祉士養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士登録を行い、県内の社会福祉施設等に就職し、5年間継続して介護業務に従事した場合、借りた資金の返還が免除されます。返還免除には1年ごとに「業務従事届」等の提出など、所定の手続きが必要です。

◆貸付の流れ◆



◆申込み方法◆

在学する指定介護福祉士養成施設（学校）に提出してください。

※受付期間、窓口、方法は指定介護福祉士養成施設（学校）によって異なりますので、在学している学校の学生センターや就職課等に必ずご確認ください。

◆留意事項◆

- ・ 申請書類は指定介護福祉士養成施設を通じて提出していただきます。希望される方は学生センター等にご相談ください。
- ・ 貸付には審査があります。審査の結果により貸付できない場合があります。
- ・ 退学された場合、または5年間の介護福祉士業務に就くことができなかった場合には、貸付・契約を解除し、貸付けた資金を返還していただきます。
- ・ 借受希望者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者）となります。なお、連帯保証人は、同等の債務を負います。

貸付内容や条件等の詳細、申請書類は
県社協ホームページでご案内しています！

URL : <http://www.fukushi-saitama.or.jp/>



埼玉県社協マスコット
「シャキたまくん」